

一般送配電事業者のインバランス収支の扱いについて

2021年12月27日 資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 前々回の小委員会では、一般送配電事業者のインバランス収支の扱いに関する詳細 な論点について、御議論を頂いた。
- 本日は、前々回の小委員会において御指摘いただいた下記の3点について、事務局に おいて再検討を行ったので、当該案について御議論を頂きたい。
- また、本日の提案に沿った形で、資料3-4で取りまとめ案を作成したので、これも合わせて御議論を頂きたい。

論点番号	内容
論点1	毎月の託送料金を上限に調整を行うことについて
論点2	未払金がある場合の調整について
論点3	調整対象BGについて

(参考) 委員等からの意見 (第41回電力・ガス基本政策小委員会(2021年11月18日)) ①

論点1:詳細な調整ルール

- 託送料金から調整額総額を6ヶ月で割り算した額を差し引いて託送料金の支払いを行うのであれば、事業撤退した場合には、託送料金が発生せず、返還を受けないと理解。ただ、事業を縮小した事業者にも全額が調整されない可能性があり、公平性の観点から疑義がある。また、調整が始まったタイミングで、調整額の総額が確定できないことも懸念。調整期間を延ばして、総額が還元されるような選択肢も残すべきではないか。調整が数年かかるのは問題かもしれないが、期間が6ヶ月で固定というのは心配。
- 発電BGの除外について、市場価格が高騰したタイミングで、極めて短い期間インバランスを出した運の悪かった事業者もいる中で、公平性の観点から本当に 調整対象外としてもいいのか。
- 分割払いにもかかわらず、インバランスの支払いが滞っている事業者がいるとのことだが、小売電気事業者の中には資本金が数百万という零細な事業者もおり、 支払いができていない理由がモラルハザードでなく、債務超過なのであれば、調整を行ってもいいのではないか。
- 調整額が毎月の託送料金を超える場合は、請求額は0円とする、翌月への繰り越しは行わないとあるが、例えば規模の小さい事業者は本来であれば返ってくるべき還元額が返ってこないということになるのか。
- ・ 未払金がある場合の取り扱いだが、本来払えるのに払っていない者は言語両断だと思うが、未払いがやむを得ない事業者については、今回の調整が事業者を 救うためであることに鑑みれば、未払いの事業者に調整を行わないというのは、厳しいのではないか。
- 発電BGの除外について、実態として発電BGのインバランスの負担が大きかったという実例はないのか。実績に基づいて、需要BG側の負担と照らして負担が大きかった事業者はいないのかを確認・整理して、救済の対象とするか判断してほしい。
- 発電BGは影響が限られていることが記載されているが、公平性の観点からはこの理由で除外するのはどうかと思う。また、収益機会が多かったという記載もあるが、問題は別にあるのではないか。一方で、事務局提案が託送料金で調整する案のため、発電BGへの調整が観念できないことは理解。そういったことを踏まえれば、プラティカルに(託送料金での調整が)難しいという理由のほうが正当ではないか。
- 他の委員からは事業継続の観点から(未払いについて)悪質でない場合には、調整の対象とするといった発言もあったが、あまり救済しすぎるというのも市場 の競争環境の中でモラルハザードになりかねないことから、事務局案のほうが良いのではないか。

(参考) 委員等からの意見 (第41回電力・ガス基本政策小委員会(2021年11月18日))②

論点2:BG内での配分

• 子BGの連名が法律的にどういう意味をもつのかはよくわからないが、紛争を防止する観点から賛成。

論点3:その他の論点

• 請求書の印字はTSOに負担をかけないように既存の整理のままで問題ないと思うが、明細がないと調整額が分からず、処理にも困るので、注意が必要。

論点4:法制上の論点

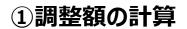
• 今回は臨時的な措置であるので、託送約款によらない対応とすることは、賛成。今回の措置が一般送配電事業者の申請により行われるのは、どうなのかと思うが、電気事業法上こういう手続きになっているので、致し方ないと思う。不当性の議論については、資料の p 2 0 の説明は本件に照らすとピンと来ないが、一般送配電事業者が不当な扱いをしようとしていないというのは、当然であるし、今回は特異な事例で、申請を認可する国のほうで説明責任を負うことになるのではないか。

論点5:調整のスケジュール・取りまとめの方法

- 年度内には還元できるように進めてほしい。
- 方向性が決まったら可及的速やかに対応いただければと思う。

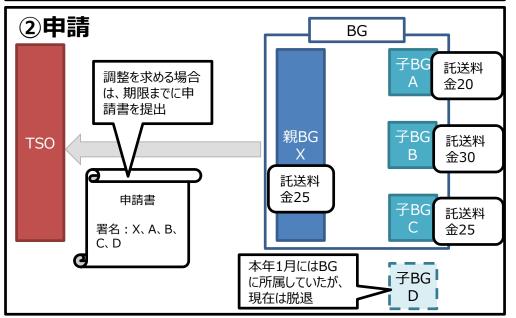
(参考) 調整プロセスのイメージ

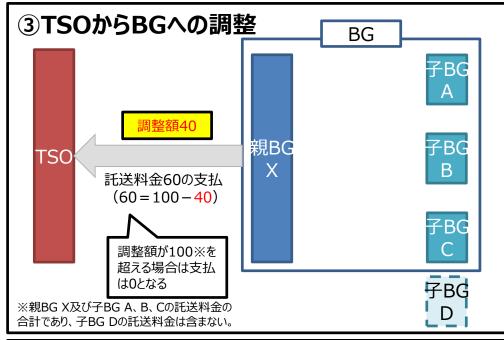
第41回電力・ガス基本政策小委員会 (2021.11) 資料3-2より抜粋

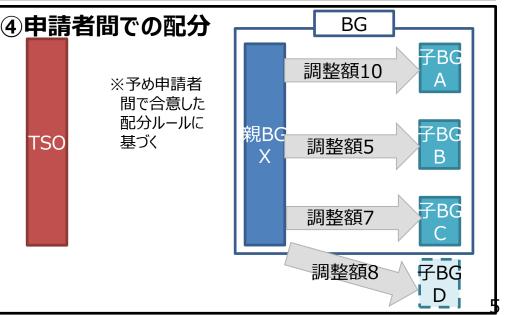


調整額=(不足インバランス額ー余剰インバランス額)÷6ヶ月

- 不足インバランス額
 - = (調整単価 × 不足インバランス量) の本年1月の累積額
- ・余剰インバランス額
 - = (調整単価 × 余剰インバランス量) の本年1月の累積額
- •調整単価
 - =インバランス料金単価 (200円/kWhと市場価格のうち、高い価格) ※不足インバランス料金はK加算、余剰インバランス料金はL減算
- ・調整額はマイナスの場合、0とする
- ・過去のインバランス料金が支払済であることが必要。







【論点1】毎月の託送料金を上限に調整を行うことについて

● 前々回の小委員会において、「調整期間を6カ月間とし、毎月の託送料金を上限に調整を行う」 という提案を行ったところ、下記参考のような御意見を頂いたところ。

<参考>11/18小委員会での意見

(村松委員)

• 託送料金から調整額総額を6ヶ月で割り算した額を差し引いて託送料金の支払いを行うのであれば、事業撤退した場合には、託送料金が発生せず、返還を受けないと理解。ただ、事業を縮小した事業者にも全額が調整されない可能性があり、公平性の観点から疑義がある。また、調整が始まったタイミングで、調整額の総額が確定できないことも懸念。調整期間を延ばして、総額が還元されるような選択肢も残すべきではないか。調整が数年かかるのは問題かもしれないが、期間が6ヶ月で固定というのは心配。

(大石委員)

- 調整額が毎月の託送料金を超える場合は、請求額は0円とする、翌月への繰り越しは行わないとあるが、例えば規模の小さい事業者は本来であれば返ってくるべき還元 額が返ってこないということになるのか。
- 調整期間については、
 - 6カ月での調整とした場合、託送料金が少額のBGについては、十分な調整を行えない可能性もあるため、 期間の延長などを通じ、ある程度は融通できる形にすることが望ましいこと、
 - 他方で、調整期間は短くした方が、**需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業** 環境を支えるという調整の目的を早期に果たせると考えられること、
 - また、無期限に期間の延長を認めた場合、
託送料金が極少額であれば、
調整期間に数年以上を要す
ことも考えられ、一般送配電事業者の実務的な負担が大きくなりすぎる
こと、
 - 加えて、<u>託送料金が極少額ということは、需要家が少ない</u>ということであり、このような事業者に調整を続けることは、前々回の小委の論点1で提示した「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点」から必ずしも望ましいとは考えられないこと、

等について、配慮して期間を決定する必要があると考えられる。

【論点1】毎月の託送料金を上限に調整を行うことについて(続き)

- そのため、調整期間は下記の通り設定してはどうか。
 - **調整期間は原則6カ月間**とする。
 - 毎月の託送料金の額に比べて、調整額の総額が小さいことが合理的に認められる場合には、一般送配電事業者とBG間での合意の上で、早期調整の観点から調整期間を最短1カ月まで短縮することを可能とする。
 - 調整期間は原則6カ月で調整を行うものの、毎月の託送料金の額が少額であり、6カ月で調整が行えなかった場合に限り、**調整期間を最大12カ月**※まで延長する。
 - ※2023年4月からレベニューキャップ制度に基づく新たな託送料金が設定される予定であることを踏まえ、制度変更前後で複雑な算定とならないよう、2022年4月からの調整開始を前提に、12カ月を最大とするのがいいのではないか。

(参考)調整期間について(調整額総額を60とする)

原則

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金 の額(調整前)	40	35	35	45	40	45	40	40	40	45	35	35
調整額	10	10	10	10	10	10	_	_	_	_	_	_
毎月の託送料金 の額(調整後)	30	25	25	35	30	35	-	-	ı	1	ı	_

調整終了

例外

①毎月の託送料金の額に比べて、調整額が小さいことが合理的に認められ、一般送配電事業者とBG間で合意がある場合

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金 の額(調整前)	300	350	300	300	350	400	300	350	300	400	350	300
調整額	60	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
毎月の託送料金 の額(調整後)	240	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

— 調整終了

②毎月の託送料金の額が少額であり、6カ月で調整が行えなかった場合

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金 の額(調整前)	11	8	8	7	9	12	7	8	8	9	12	11
調整額	10	8	8	7	9	10	7	1	_	_	_	_
毎月の託送料金 の額(調整後)	1	0	0	0	0	2	O	7	ı	1	ı	1

託送料金の上限に抵触した8の未調整分

- 調整終了

(参考) 【論点1】詳細な調整ルール(1/3)

第41回電力・ガス基本政策小委員会 (2021.11) 資料3-2より抜粋

以下のような計算ルールや調整の対象についてどのように考えるか。

【論点1-1】調整を行う時の託送料金の計算方法

- 前回の小委員会の論点1において、「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、本年1月において、インバランス料金が200円/kWh及び市場価格の水準を越えた部分の負担額に応じて、BG毎に、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で還元・調整を行う」という内容を提示したところ。
- これを踏まえ、下記のような形で毎月の託送料金を計算してはどうか。

(1)調整を行う場合の毎月の託送料金

● 調整を行う場合のBG毎の毎月の託送料金について、

BGに属する全小売電気事業者の託送供給等約款上の毎月の託送料金の総和 - 毎月の調整額

という算定式に基づいて、託送料金を算定することとしてはどうか(ただし、毎月の調整額が毎月の託送料金の総和を超える場合は、一般送配電事業者からBGへの請求額は0円とし、翌月以降への繰り越しは実施しない。)。

(2)調整額について

● 前回の小委員会の論点 1 において、「②こうした中で、本年 1 月に、余剰インバランス発生に伴う収入額より、不足インバランス 発生に伴う支払額が大きかった事業者においては、当時多大な支払額が生じ事業に影響が出た事業者や現在もなお本年 1 月のインバランス債務負担を負いながら事業を継続している事業者も存在すること」と記載している通り、事業者の負担は、余剰イン バランスによる一般送配電事業者による買取額 (BGにとっては収支上プラス) と不足インバランスによるBGから一般送配電事業者への支払額 (BGにとっては収支上マイナス) をネットしたもので生じる。そのため、各BGにおける調整額の総額は、下記の通り計算を行ってはどうか。

各BGにおける調整額の総額 ※ただし、調整額は0円以上とし、託送料金が増額となる調整は行わないものとする。

- = (各コマにおける調整単価(不足)×各BGが発生させた各コマにおける不足インバランス量)の本年1月の累積額
- (各コマにおける調整単価(余剰)×各BGが発生させた各コマにおける余剰インバランス量)の本年1月の累積額
- 早期調整の実現の観点から調整は6カ月間で行い、**毎月の調整額は各BGにおける調整額の総額を6で除したもの**としてはどうか。

(参考) 【論点3】その他の論点

下記の論点についてどのように考えるか。

【論点3-1】調整方法の変更

- 調整方法については、原則として、論点1、2の方法で行うこととするものの、一般送配電事業者とBG間で合意があった場合、一般送配電事業者の調整業務の負担軽減や誤請求・誤通知リスク低減の観点から、調整方法を変更することを可能としてはどうか。
 - 具体的には、調整額が極少額(例:計100万円以下、月あたまの託送料金の10%以下、等)であった場合、調整回数を減ずるといったことを想定。

【論点3-2】請求書の印字等

● 本調整は、迅速な調整のため、システム対応は行わず、手作業での作業を想定。そのため、一般送配電事業者による実務上の 負担を軽減する観点から、請求書の印字等については、各一般送配電事業者の現行の実務に合わせて、各一般送配電事業 者で自由に設定してはどうか。ただし、請求書の印字等の方法について、BGに対してわかりやすい説明(自社のHPでの掲載や申 請時にBGに伝達を行うなど)を求めてはどうか。

(例)

- 「その他料金」や「精算額等」の欄に計上。
- 個別の請求書には調整額を反映せず、その後、調整額反映後の明細を別途通知のうえ、反映後の金額で支払う運用。

【論点2】未払金がある場合の調整について

● 前々回の小委員会において、「インバランス料金の支払いが済んでいるBGに対して調整を行う」という提案を行ったところ、下記参考の通り、賛成・反対それぞれの意見を頂いたところ。

<参考>11/18小委員会での意見

(松橋委員)

• 分割払いにもかかわらず、インバランスの支払いが滞っている事業者がいるとのことだが、小売電気事業者の中には資本金が数百万という零細な事業者もおり、支払いができていない理由がモラルハザードでなく、債務超過なのであれば、調整を行ってもいいのではないか。

(大石委員)

• 未払金がある場合の取り扱いだが、本来払えるのに払っていない者は言語両断だと思うが、未払いがやむを得ない事業者については、今回の調整が事業者を救うためである ことに鑑みれば、未払いの事業者に調整を行わないというのは、厳しいのではないか。

(秋元委員)

- 他の委員からは事業継続の観点から(未払いについて)悪質でない場合には、調整の対象とするといった発言もあったが、あまり救済しすぎるというのも市場の競争環境の中でモラルハザードになりかねないことから、事務局案のほうが良いのではないか。
- 今回の調整については、
 - 第40回の小委員会の論点1の通り、「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から」行われるものと考えるのであれば、**小売電気事業者でなく、あくまで需要家の利益を念頭におかれた措置**であること、
 - 未払金がある事業者に今回の調整を行ったにもかかわらず、その後もその事業者がインバランス料金や託送料金の支払いを行うことができず、滞納が続き、結果的に倒産等に陥り、一般送配電事業者が債権を回収できない場合は、将来的には需要家の負担の増加に繋がる可能性もあること、

等から、前々回の小委員会の提案の通りとしてはどうか。

(参考) 【論点1】詳細な調整ルール(2/3)

第41回電力・ガス基本政策小委員会 (2021.11) 資料3-2より抜粋

以下のような計算ルールや調整の対象についてどのように考えるか。

(3)調整単価

- 各コマにおける調整単価は前回の小委員会の論点1における「インバランス料金が200円/kWh及び市場価格の水準を越えた部分」という記載を踏まえ、下記の通り計算を行ってはどうか。
 - 不足インバランスについて、調整単価(不足)=不足インバランス料金単価(K加算)—(200円/kWhと市場価格のうち、高い価格)
 - ― 余剰インバランスについて、調整単価(余剰) = 余剰インバランス料金単価(L減算) ─ (200円/kWhと市場価格のうち、高い価格)
 - ※ただし、調整単価が0円以下の場合は、0円とする(インバランス料金が200円/kWh及び市場価格を上回った場合を調整の対象とする)。
- この際、**市場価格はエリアごとの回避可能費用単価**(スポット市場と時間前市場の同一時間帯における売買取引価格の加重平均として、JEPXで公表されている価格)<u>としてはどうか</u>(なお、沖縄は全国の市場価格を参照とする)。

(4) 未払金がある場合の調整

- インバランスの支払いを滞納している(一部滞納している場合を含む)事業者も存在。
 - 今回の調整を行った場合、**実際の支払い以上に調整が発生することも考えられる**こと、
 - 前回の小委員会の論点1の通り、今回の調整は、「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から」行われるものと考えるのであれば、安定的な経営を継続している事業者に調整を行うことが望ましいこと、
 - インバランス料金は、小売電気事業を行う上で必要な料金であり、未納であることは適切ではないところ、<u>調整方法が決定</u>した後に、これをもって金融機関等からの借り入れ等を通じ、未払いを解消するという手段も考えられること、

などを踏まえ、**申請を行う日(詳細は論点 2)の時点で支払期限を超過しているインバランス料金の支払い(延滞金等を含む)について、申請を行う日までに全ての支払いが済んでいるBGに対して調整を行う**形としてはどうか。

【論点3】調整対象BGについて

前々回の小委員会において、「今回の調整は、スポット市場の売り切れ等により大きな不足インバランスを出した需要BGに対して行う」という提案を行ったところ、下記参考のような御意見を頂いたところ。

<参考>11/18小委員会での意見

(村松委員)

• 発電BGの除外について、市場価格が高騰したタイミングで、極めて短い期間インバランスを出した運の悪かった事業者もいる中で、公平性の観点から本当に調整対象外としてもいいのか。

(岩船委員)

• 発電BGの除外について、実態として発電BGのインバランスの負担が大きかったという実例はないのか。実績に基づいて、需要BG側の負担と照らして負担が大きかった事業者はいないのかを確認・整理して、救済の対象とするか判断してほしい。

(秋元委員)

- 発電BGは影響が限られていることが記載されているが、公平性の観点からはこの理由で除外するのはどうかと思う。また、収益機会が多かったという記載もあるが、問題は別にあるのではないか。一方で、事務局提案が託送料金で調整する案のため、発電BGへの調整が観念できないことは理解。そういったことを踏まえれば、プラティカルに(託送料金での調整が)難しいという理由のほうが正当ではないか。
- 発電BGに対する調整については、
 - **託送料金を通じた調整を行うことができない**ため、現在提案のスキームでの調整は行えない こと、
 - 昨冬の電力・ガス取引監視等委員会の分析では、「発電インバランスの発生量は、総じて少なかった」という評価となっており、また、インバランスリスクを負っていないFIT関係のインバランス発生量が多いこと、

等から、前々回の小委員会の提案の通りとしてはどうか。

(参考) 【論点1】詳細な調整ルール(3/3)

第41回電力・ガス基本政策小委員会 (2021.11) 資料3-2より抜粋

以下のような計算ルールや調整の対象についてどのように考えるか。

【論点1-2】調整対象BG

- 発電BGとして、自家発等を稼働させた結果、インバランスを発生させた事業者も存在したと考えられる。しかし、下記を踏まえると、 今回の調整は、スポット市場の売り切れ等により大きな不足インバランスを出した需要BGに対して行うこととしてはどうか。
 - ― 発電BGが、その電力を一般送配電事業者に対して販売した場合は、調整力として稼働費用の支払いがなされるため、インバランスは発生しない。
 - 発電BGが、卸電力市場で売電していた場合は、
 - 実需給の前日の10時までに発電設備にトラブル等があった場合は、市場での売電を行わなければ、インバランスは発生しない。
 - また、前日10時以降にトラブルがあった場合には、インバランスが発生することになるが、影響は1日分だけに限られる (翌日からは売電を行わなければインバランスの発生を回避できる)。
 - さらに、昨冬のように市場価格が高騰している局面では、大きな収益機会があったと考えられる。
 - ― 発電BGが、小売電気事業者との相対契約に基づく売電を行っていた場合は、
 - 小売電気事業者との契約で、発電機のトラブル等のリスクを小売電気事業者が負う(例:トラブルが起きたときは電力の供給を 行わない、等)場合は、発電BGにインバランスは発生しない。
 - ・ 小売電気事業者との契約で、発電機のトラブル等のリスクを発電事業者が負う(例:トラブルが起きたときは発電事業者が代替電源を確保する、等)場合は、発電BGにインバランスが発生する。しかしながら、この場合の相対契約価格は、こうしたリスクも織り込んだ価格として、契約がなされていると考えられる(厳しい需給状況であることを踏まえ、通常稼働しない電源を稼働している場合も考えられるが、この場合も、こうした契約が行われるのであれば、やはりリスクを加味した契約がなされていると考えられ、更には、市場価格高騰局面では、その機会費用が考慮された場合も考えられる。)。
 - 一 また、前回の小委員会の論点1の通り、今回の調整は、「今後とも多様な事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から」行われるものと考えると、需要BGに対して調整を行うことがこの目的に直接的に資する。

<参考>秋元委員発言概要(10/26小委員会)

• 今後具体的に還元方法を議論していくことになると思うが、発電BGとして自家発稼働をさせた結果インバランスを発生させた事業者への対応など、細かい論点もあると認識。

(参考) インバランスの発生状況について

- 本年1月における、需要BGと発電BGのインバランスの状況は以下の通り。
- 発電インバランスの発生量は、総じて少なかった。

